

産業廃棄物処分業許可証

住 所 名古屋市港区昭和町14番地の24

氏 名 株式会社アビツ

〔法人にあっては名称〕 代表取締役 瀬田 大 様
及び代表者の氏名



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条第6項~~ の許可を受けた者であることを証する
第14条の2第1項

名古屋市長 河村 た か し



許 可 の 年 月 日 令和 5年 10月 1日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 10年 7月 31日

禁複写

1. 事業の範囲

(1) 中間処理（圧縮）

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）

以上3種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

(2) 中間処理（圧縮梱包）

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、紙くず、金属くず

以上3種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

(3) 中間処理（破碎圧縮成形）

汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。石綿含有産業廃棄物を除く。）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、紙くず、金属くず、鋳さい（水銀含有ばいじん等を除く）

以上5種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

(4) 中間処理（破碎圧縮成形）

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、紙くず、木くず、繊維くず

以上4種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

(5) 中間処理（破碎選別）

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）

以上3種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

(6) 中間処理（破碎選別）

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、木くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）

以上4種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

(7) 中間処理（破碎選別）

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）

以上4種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

(8) 中間処理（破碎）

（裏面に続く）

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、木くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）

以上4種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

以下余白

禁複写

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 圧縮施設

設置場所 名古屋市港区昭和町14番24
設置年月日 平成16年 6月14日
処理能力 43.6 t/日（8時間）

(2) 圧縮梱包施設

設置場所 名古屋市港区昭和町14番24
設置年月日 平成16年 9月28日
処理能力 432 t/日（24時間）

(3) 破碎圧縮成形施設

設置場所 名古屋市港区昭和町14番24
設置年月日 平成17年 1月25日
処理能力 49.44 t/日（24時間）
変更許可年月日 平成27年 5月29日
許可番号 053102-1

(4) 破碎圧縮成形施設

設置場所 名古屋市港区昭和町14番24
設置年月日 平成30年11月22日
処理能力 102.96 t/日（24時間）
変更許可年月日 令和 2年10月 6日
許可番号 183101-1

(5) 破碎選別施設

設置場所 名古屋市港区昭和町14番24
設置年月日 平成17年 5月 8日
処理能力 廃プラスチック類 154 t/日（24時間）
金属くず 512 t/日（24時間）
ガラスくず及び陶磁器くず 342 t/日（24時間）
変更許可年月日 平成28年 8月17日
許可番号 053101-4

(6) 破碎選別施設

設置場所 名古屋市港区昭和町14番24
設置年月日 令和 2年 6月30日
処理能力 廃プラスチック類 98.08 t/日（16時間）
木くず 115.68 t/日（16時間）
金属くず 158.4 t/日（16時間）
ガラスくず及び陶磁器くず 140.16 t/日（16時間）
変更許可年月日 令和 5年 7月18日
許可番号 203101-1

(7) 破碎選別施設

設置場所 名古屋市港区昭和町14番24
設置年月日 平成29年 9月 1日
処理能力 55.7 t/日（12時間）
許可年月日 平成29年10月 6日
許可番号 173105

（別紙に続く）



(別紙)

(8) 破碎施設

設置場所 名古屋市港区昭和町14番24

設置年月日 令和4年7月1日

処理能力 廃プラスチック類

46.8 t/日 (8時間)

木くず

57.2 t/日 (8時間)

金属くず

114.67 t/日 (8時間)

ガラスくず及び陶磁器くず

169.13 t/日 (8時間)

許可年月日 令和5年7月18日

許可番号 233101

以下余白

禁複写

3. 許可の条件

該当なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成16年 8月 1日 新規許可

平成21年 6月30日 更新許可

平成28年 6月30日 更新許可

令和 3年 9月15日 更新許可 (優良認定)

令和 5年 9月29日 中間処理 (破碎選別) の廃棄物の種類追加及び中間処理 (破碎) の追加のため変更許可

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

以下余白

